

臨時号

平成18年 3月15日発行 (2006年)

発行/芦屋市役所 緯0797-31-2121 〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号

問い合わせ 芦屋市水道部総務課 緯 38-2080 FAX. 38-2165

4月1日から水道料金を改定させていただきます

平成17年12月の第4回定例市議会において水道料金を平均8.9%引き上げる料金改定案が可決されましたので、平成18年4月1日から水道料金を改定します。

料金改定等の概要

平均8.9%引き上げます。

一般家庭用を中心とする口径25mm以下の基本料金は据え置きます。 実施時期は、平成18年4月1日の使用水量からです。

(参考:標準家庭1カ月)

(消費税込)

メーター 口 径	平均使用量 (逢/月)	現行料金円	改定後料金 円	改定率 %
13mm	14	1,449	1,533	5.8
20mm	18	2,194	2,362	7.7
25mm	25	3,675	3,990	8.6

平均使用量は平成16年度決算における各口径別の平均使用量。

料金 = 基本料金 + 従量料金 (下水道使用料は含みません。)

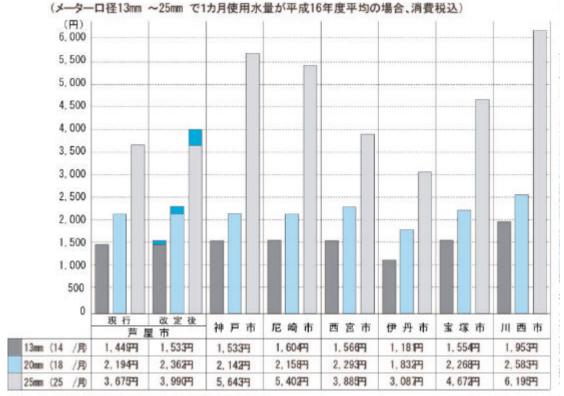


水道事業の現状

本市水道事業の財政状況は、震災後、水需要が伸びない中、「安全・安心で 良質な水を安定して」提供することを使命としてきました。水道料金を改 定しないでこのまま推移しますと、平成21年度には約8億円の累積赤字と なります。

水道部では事業経営の健全化に取り組んでいますが、本市の水道施設は、昭和30年代から40年代にかけて整備されており、老朽管等の更新を計画的に進める必要があります。その建設資金の一部に充てるためにも料金改定は必要です。

各市水道料金比較グラフ



※()内は、各水道メーター口径の平成16年度平均使用量。

■は今回の改定分です。

料金改定にあたって

水道事業者として水道料金をできるだけ抑制するため、 事務事業の効率化や組織の見直し、また、資産の有効 活用など常日頃から経営努力をしています。

また、水道利用者の皆様に対しては、何時如何なる時も「安全で良質な水」を提供することが求められています。そのためには、赤字解消に努め財政基盤の安定化を図り、水道施設の適正な維持管理を行う必要があります。

このような状況のもと、一般家庭への急激な負担増に 留意しつつ、平成18年4月から平均8.9%の料金改定を お願いすることになりました。

水道事業は独立採算制になっており、皆様方の水道料金によって成り立っております。今後とも市民の皆様に安全で良質な水を安定して提供することに努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

"市民の皆様へ 安全・安心で良質な水を安定して提供します"

